

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（○ ○）第● ●号 相続税過少申告加算税の賦課決定処分等取消請求上告事件

国側当事者・国

平成21年6月2日棄却・確定

（第一審・水戸地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成20年2月27日判決、本資料258号－44・順号10902）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成20年7月16日判決、本資料258号－133・順号10991）

決	定
上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	坂本 博之
被上告人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	奥寺政隆

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年6月2日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫
裁判官 藤田 宙靖
裁判官 堀籠 幸男
裁判官 那須 弘平
裁判官 近藤 崇晴